

第 72 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 3 年 12 月 24 日 (金) 開会 10 時 00 分 閉会 11 時 55 分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

案 件

1 諮問案件

(1) AI-OCR の導入に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について 【行政経営部 情報政策室】

(2) 電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について

【行政経営部 情報政策室】

2 その他

<委員>

出席：(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏

坂元 耕兵 塩路 裕子 瀧澤 廣成 豊永 泰雄 中西 清美

平山 雄一 廣瀬 恵美子 宮前 正利 宮本 修

欠席：なし

<実施機関(説明者)>

案件(1)：情報政策室 (主幹) 濱田 周一 (主任) 西田 新平

家庭児童相談室(参事) 門田 俊雄 (主査) 西佛 順慈

地域保健課 (主査) 西田 大輔

案件(2)：情報政策室 (主幹) 濱田 周一 (主任) 山本 佳奈

税制課 (主査) 植田 貴雄 (主任) 福沢 鈴香

資産税課 (主査) 朝倉 幹雄

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

<傍聴者>

無し

諮問案件 1 AI-OCR の導入に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について

【行政経営部 情報政策室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

AI-OCR の導入業務

(2) 概要

ア 目的

職員が手書きあるいは活字の書類を見ながら、システムや台帳に入力を行っている業務等について、AI-OCR を導入し、高い精度で機械的に大量の手書き等書類を電子化することにより、職員の内部事務負荷軽減を行うことを目的とします。

イ 効果

従来行っていた、紙を見ながらシステム・台帳等への入力作業にかかる時間が大幅に削減されます。また、単純な入力作業から解放されるため体力的な負担が軽減されるだけでなく、確認作業もしやすくなるため入力ミスの低減も期待できます。

(3) 諮問理由

ア 個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行おうとするため（特定個人情報、要配慮個人情報含む）。

イ 個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行うに当たり、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行うため。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 最終的に端末にダウンロードする CSV ファイルのデータ（個人情報を含む）の保有方法や保有期間、廃棄時期や廃棄方法について、説明してほしい。

実施機関： 保有方法については、個人情報を含むものについては閉域ネットワークである住民情報系ネットワークの共有フォルダに保存します。なお、電子データについては本市文書管理規程上、保存期間及び廃棄時期は定められていませんので、データの消去については、業務の特性、CSV ファイルの活用方法等に応じ、担当室課の判断によって適正な時期に行います。例えば、連携により CSV ファイルを業務システムに取り込んでシステムにデータ登録を行う場合、正常にデータが登録されたことを確認できたのであれば、電子データとしてはシステムが正本となりますので、CSV ファイルは消去してもよいと考えられます。

委員： 各担当室課において、しっかりとルール化して取り扱ってほしい。

委員： 手書き情報に誤りがあった場合、AI-OCR は、その間違いを認識するのか。

実施機関： AI-OCR は記載している文字を識別して活字データ化するものであり、記載誤りを判断するものではありません。また、AI-OCR でデータ化したものと、手書き等の情報を同一画面上で見比べて、誤りがあれば職員が修正を行うことになります。

委員： 変換データを見比べたり、修正するのは、担当室課の職員なのか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 今まで OCR は使用していたのか。

実施機関： 使用していましたが、基本的には手書き等の読み取りはできず、印字された文字に限られるものです。

委員： 外部サーバに置かれた当該システムを使用せず、吹田市独自に AI-OCR を導入するという考えはないのか。

実施機関： AI の特性を考えると、処理件数が多ければ多いほどシステムの精度が上がるため、吹田市独自に専用システムを導入するよりは、利用者数の多い外部サービスを使用する方が、より効果的なシステムとして利用ができるものと考えます。

委員： 帳票のスキュンは、職員が行うとあるが、会計年度任用職員も含まれるのか。

実施機関： 会計年度任用職員も含まれます。

委員： スキャンしたデータは USB メモリを介して SJ 系の共有フォルダに移すとあるが、スキャナーから直接 USB メモリにデータを移すのか。それともパソコン等を介して USB メモリに移すのか。

実施機関： そこまでの検証はまだできていないが、直接 USB メモリに移せそうならば、そういう運用を行いたいと思います。仮にパソコン等を介する必要がある場合であっても、セキュリティエリア内に設置している端末になるため、セキュリティを担保できるものと考えます。

委員： USB メモリ自体は情報政策室の所有するものを使うのか。

実施機関： 各担当室課が所有する USB メモリを使用する予定です。

委員： 原本をスキャンして PDF 化したデータが入った USB メモリを持って移動するということか。

実施機関： 各担当室課の SJ 系パソコンでは USB メモリを差しても情報を入れられない設定になっていますので、情報政策室の運用チームに依頼し、各担当室課の共有フォルダにデータ移行する流れとなります。

委員： USB メモリに残ったデータは、いつ消去するのか。

実施機関： データを切り取って移すであるとか、コピーで移した後に削除するというのが、この件に関わらず、運用上のルールになります。

委員： 本案件は条例第 12 条に基づき諮問されているが、条例 12 条では審議会に意見を聴く場合、第 1 項によるものと第 3 項によるものがあるが、今回はいずれによるものか。

実施機関： 条例第 12 条第 1 項及び第 3 項によるものです。

委員： 第 3 項でも意見を聴くということは、同条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する必要があるが、今回はいずれに該当するものか。

実施機関： 第 2 号に該当するものです。

委員： 本案件は条例第 13 条にも基づき諮問されているが、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれに該当するものか。

実施機関： 第 2 号に該当するものです。

委員： 第 13 条は実施機関以外のものとの電子計算機の結合に当たるが、実施機関はどこで、実施機関以外のものとはどこを指すのか。

実施機関： 実施機関は吹田市で、実施機関以外のものはデータセンターを所管する NTT データになります。

委員： 条例第 9 条の個人情報取扱事務に関する変更届は出す予定か。

実施機関： 必ず稼働前に届け出ます。

委員： ユーザ ID は新しく発行するのか。それとも既存のものを使うのか。

実施機関： 新しく発行します。

委員： パスワードには有効期限を設定することだが、定期的にパスワードを変更すると以前のパスワードを使いまわしたりした場合、セキュリティが弱くなってしまうと聞いている。あえて定期的に変更する理由は何か。

実施機関： パスワードについては、定期的に変更すべきという説とハッキング等されない限りは変更しない方がいいという説があり、どちらがセキュリティ面で優れているかということは決着がついていないと認識しています。一旦は、定期的に変更する運用を考えていますが、どちらが優れた方法か明確になった際には、市のシステム全般について、よりセキュリティが高い手段を取ることになると思います。

委員： 本案件は条例第 12 条第 2 項に規定する「当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」に該当するとして諮問されているが、この条文に即して本案件を説明してほしい。

実施機関： 当該事務は帳票読み取り事務で、業務量の縮減を図るものです。今後、生産年齢人口が減少していく中で、職員数も増えていくことは考えにくく、各種手続き事務を電子化による手続きに置き換えていかないと業務が成り立っていかないという、国における流れがあり、そういう面でも不可欠なものであると考えています。また、適正な業者を選定し、個人情報を保護することについて技術的にも運用的にも担保させていただくというところで、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと考えています。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。ただし、データ化する個人情報の保管期間を定め、特に要配慮個人情報については取扱いに留意されたい。

諮問案件 2 電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について

【行政経営部 情報政策室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

電子申込システム運用業務

(2) 概要

ア 目的

吹田市では、市民や事業者からの簡易な電子申請（講座申込や水道の閉開栓など）を扱うシステムとして「電子申込システム」を運用していますが、本システムにて、電子決済機能を追加し、金銭のやり取りが発生する手続についてオンラインでの決済を可能とします。

また、当該機能追加に伴い当初想定していなかった本人確認書類等の取扱いを開始します。

イ 効果

既存の電子申込システムに電子決済機能を導入することで、金銭の取扱が必要な手続についても、利用者が来庁することなく申請手続を実施することが可能となります。

(3) 諮問理由

現在運用している電子申込システムについては、個人識別符号や要配慮個人情報以外の個人情報を扱うことで、稼働開始前（平成 30 年度）の個人情報保護審議会において承認いただいておりますが、電子申込システムに電子決済機能を追加することにより実施機関以外と新たに接続を行うため。

また、電子決済機能を追加することにより当初想定していなかった本人確認書類等の取扱いを開始するため。

2 議事要旨（委員からの質問）

委員： 電子決済機能を利用する手続きを示してほしい。

実施機関： 課税納税証明書発行手続（税制課）、軽自動車納税証明書発行手続（税制課）、評価公課証明発行手続（資産税課）、住宅用家屋証明発行手続（資産税課）、公文書公開請

求手続（市民総務室）、グッズ販売手続（シティプロモーション推進室）、狂犬病予防手続（衛生管理課）、マタニティクッキング自己負担金支払手続（保健センター）、未熟児養育医療自己負担金支払手続（保健センター）、明示手数料手続（管路保全課）、水路使用料手続（管路保全課）になります。

委員： 本案件は簡易な電子申請とあるが、取扱う個人情報の内容にある申請権限確認書類の画像データの内容は、重要書類が多く、驚いている。昨今、なりすましサイトの存在などもあり、こうした書類をインターネット経由で提出することに不安を感じる。

実施機関： なりすましサイト等については、広報課などの関係部署とセキュリティ対策を講じているところです。また、こうしたシステムについては、管理会社も目を光らせているところなので、安心して御利用いただければと思います。ただ、御利用されるかどうかは、市民の方に御判断いただくところとなりますが、窓口での手続きの他に、オンラインによる手続きという手段もお示ししていきたいと考えています。また、オンライン手続きが活発化してくると、窓口での対応件数が減ることで、今まで以上にしっかり時間をかけた窓口対応が可能となり、サービスの充実が図れる面もあると考えます。

委員： 本案件は条例第 12 条に基づき諮問されているが、条例 12 条では審議会に意見を聴く場合、第 1 項によるものと第 3 項によるものがあるが、今回はいずれによるものか。

実施機関： 条例第 12 条第 1 項及び第 3 項によるものです。

委員： 第 3 項でも意見を聴くということは、同条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する必要があるが、今回はいずれに該当するものか。

実施機関： 第 2 号に該当するものです。

委員： 本案件は条例第 13 条にも基づき諮問されているが、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれに該当するものか。

実施機関： 第 2 号に該当するものです。

委員： 第 13 条は実施機関以外のものとの電子計算機の結合に当たるが、実施機関はどこで、実施機関以外のものとはどこを指すのか。

実施機関： 実施機関は吹田市で、本システム自体は過去に諮問し、同意をいただいていますので、実施機関以外のものは、今回は決済代行業者のソフトバンクペイメントサービスになります。

委員： 決済代行業者の概要を教えてほしい。

実施機関： 手元に資料を持ち合わせておらず、詳しい説明はできません。

委員： 条例第 9 条の個人情報取扱事務に関する変更届は出す予定か。

実施機関： 届け出る必要があると考えています。

委員： どの項目が変更となるのか。

実施機関： 個人情報の記録の項目に変更がある場合を含め、関係する事務について届出し、審議会に報告します。

委員： 決済代行事業者は、事業者選定の規定等に基づき、何社かのうちから選定したのか。

実施機関： クレジットカード決済とマルチペイメント決済に対応できる事業者が当該事業者のみでしたので、随意契約を行いました。

委員： 電子申込手続きを行い、決済処理も行った後、書類等の交付を受ける場合は電子交付となるのか。

実施機関： 基本的には、申込みされた方に後日郵送することになります。

委員： 最近、クレジットカードやコード決済の不正利用による損害に対してカード会社等が補償したというニュースを見た。複数の事業者のうちから選定するのではなく、そこしか対応していないからというのは不安に感じる。

実施機関： 市が独自に特別な支払方法を準備させるというのではなく、民間企業で一般的に使用されている支払方法と同じものを求めるものです。また、本人確認等の画像データは、決済代行事業者の方には一切行くことはなく、本市のネットワーク内に取り込まれるものであり、外部インターネットを通じて流出するようなことはありません。

委員： 外部への提供ということになると、その外部が安全なのかということが気になるどころであり、その相手方がどういうところかということを示してほしい。また、市としてセキュリティ対策の評価基準はあるのか。

実施機関： 吹田市セキュリティポリシーに基づいて、システム調達等を行っています。

委員： セキュリティポリシーに基づいて判断し、当該事業者は問題なかったという理解でよいか。

実施機関： そのとおりです。

委員： 条例第 12 条第 2 項第 2 号に規定する当該事務の目的は、どのように考えているのか。

実施機関： 電子申込した際の手数料の決済事務に必要なものと考えています。

委員： 他の自治体の導入事例はあるのか。

実施機関： 近隣では豊中市が同様のシステムを導入しています。

委員： 他市の導入事例や、その評価等、また、決済事業者の概要や、他の自治体との取引実績等も資料で示してもらえると審議がより充実すると思う。

委員： 当該決済事業者は、大手サービス事業者であり、私自身、納税関係で利用したこともあり、信頼性が低い会社ではないということはお伝えしておく。電子申込した際、支払い手続きは別のシステムに飛ばされて行くことになり、規約等もあり、それを守っている会社が運営しているので、その点に関しては問題ないと思う。また、今回の本人確認書類等の画像データは、決済代行事業者の方へは決して行くことはなく、L G W A Nを通して吹田市側に来ることも間違いない。これまでの話では、既存の窓口

での手続きは継続したまま、新たな手段として電子申込を設けるということなので、きちんとシステムを組み込めば、他市や銀行でやっているような仕組みになると思う。

委員： なりすましサイトの問題は大丈夫か。

委員： なりすましサイトを作れるかどうかといわれると作ることは可能だ。「そういったサイトがあります。使わないでください。」と広報するとか必要だと思うが、それはまた別のお話で、なりすましサイトの問題を吹田市に求めるのは本筋ではないと思う。

委員： 申請権限確認書類の画像データは、こういった手続きに対して必要となるのか。

実施機関： 申請権限確認書類の画像データを必要とするのは、土地・家屋課税台帳登録申請、いわゆる評価照明と言われるものの手続きで利用すると聞いています。

委員： 画像データは今も取っているのか。

実施機関： 写しを窓口又は郵送で出してもらっていると聞いています。

委員： 現在は提出された写しは画像データ化しているのか。

実施機関： 写しを画像データ化することは、していないと聞いています。

委員： 送られた画像データはどういう扱いになるのか。

実施機関： 文書（写し含む）の保管期間に準じて、一定期間保管後、速やかに削除することになると思います。

委員： 画像データはデータとして保管するのか。

実施機関： そのとおりです。データで受取れば、それが正本（原本）となります。

委員： 公文書管理上、電子データの取扱いはどうなっているのか。

実施機関： 電子データそのものに対する明確な規定がない状態で、紙の文書と同じように取扱っています。

事務局： 例えば、市税のデータであれば法律で管理して、保管期間経過により廃棄します。資産税とかの不動産のデータは結構残していると聞いています。ただ、すべてが明確になっているかという点、各所管でのデータの持ち方については様々あるという状況です。

委員： 今回の諮問内容としては、ひとつは決済システムと結合する、あるいは決済システムを使用することについて、もうひとつは本人確認書類の画像データを扱うということについてということと理解している。そうすると、画像データが公文書管理条例等との関係で、どのように取り扱われるのかというのを明確にしてもらった方がいいのではないかと。従前は紙ベースで扱っていたものをデータとしても扱うということですよ。

事務局： 市の電子申込システムを活用するという点で、以前、電子申込システムでマイナンバーを取り扱うこととなり、そういった領域は、電子申込システムの中で別の領域にしますが、その領域で取り扱う項目に追加があるときは改めて審議会にお諮りしますとなっていました。今回の画像データは、新たな項目を取り扱うことになるので、

説明させていただいているということです。

委員： 以前の諮問との関係が全然分からなかった。それであれば、以前の諮問の結果等も説明してほしい。

委員： いつ頃の諮問か。

事務局： 今年1月に御審議いただきました。

3 委員間協議・裁決

実施機関に対し、前回諮問時の内容や決済代行事業者の情報、他市の状況等、改めて追加資料を求め、再審議を行う。